

『豆相記』の訓点について

橋村 勝明

一 はじめに

これまででに稿者は、真名本に関わる用字或は訓読を問題にし、検討を重ねてきた。^①その方法としては、一種の資料のうち諸本がある場合には一資料を代表させ、他種の実名本とを比較するというものである。そのような方法を採用する理由としては、真名本が本来的に有している資料的な性質に基づいている。つまり、真名本とは、真名本の成立以前に、日本語文が存在している、或は想定されるというものであり、用字法上の問題である「漢字文としての再現性」の問題にせよ、訓読法上の問題である「日本語文としての再現性」の問題にせよ、諸本間にはある程度の共通性が認められなければ、それらの「再現性」が保証されないと考えるからである。仮名本を忠実に漢字文に再現する際には、漢字による多様な表現性を極力排除すべきである。それと同様に真名本として成立した本文を訓読しようとする際には、元の仮名本の本文が再現されなければ仮名本から漢字文への忠実な再現が無意味なものとなってしまふ。真名本

はその特殊な用字や漢字字体に注目されることがあるが、それは以上のように日本語文を忠実に再現しようとするためであると考えるのである。

しかし、そのことに関して諸本を用字或は訓読について、これまでで詳細に点検をしたわけではなく、資料的な性質から考えれば右の通りであるはずだ、というに過ぎない。そこで、真名本の諸本を用字レベルと訓読レベルとで詳細に比較しなければならぬと考える。このような、真名本に於ける用字および訓点の基礎的な課題について、本稿で検討を進めたい。

その方法としては、戦国時代の後北条に関わる軍記である『豆相記』^②を取り上げ、その諸本である加賀市立図書館蔵聖藩文庫本と鳥原図書館蔵松平文庫本とを比較する。他に群書類従本も存するが、用字並びに訓読上種々問題が見受けられるので、この度の検討からは除外した。

さて、この両本を比較したところ用字法としては殆ど同一であり、異なっている部分についても字体が近似していることによる誤解が原因であると考えられるものや助字の

有無に関わるもので、漢字文の本文としてはほぼ差が無いとしてよい。

一方で、訓点についてはその付訓状況に差が認められるので、付訓状況について概観するために、訓点語研究において従来採られてきた、比較訓点語学的方法に依りたい。つまり、諸本を比較し訓点の異同について検討をするというものである。

二 付訓状況の比較

『豆相記』は凡そ六〇〇〇字の資料で、全編に亘って訓点が付されている。聖藩文庫本と松平文庫本との、ほぼ異同が無い漢字本文に加えて、割書きも含めた全文について両本の訓点を比較する。

比較の視点としては、両本に共通して付訓されている部分以外の異なっている部分、つまり何れか一本に付訓されている用例と、両本間で異なる付訓が認められる用例についてである。

まずは何れか一本に付訓されている用例についてである。部分訓、全訓の区別なく何れか一本のみに付訓されている用例数は左に記す通り松平文庫本の方がより詳細に付訓されていることがわかる。

聖藩文庫本 二二四例

松平文庫本 二二四例

右の用例数は、何れか一本のみの用例数であるので、両本に共通する付訓は用例数に入れていない。まずは、聖藩文庫本にのみ付訓がある用例を掲げる。なお、用例中聖藩文庫本を「聖」、松平文庫本を「松」とし、丁数と行数とを表示する。

○改_テ名字_ヲ號_ニ伊勢_ノ二郎時行_ト (聖・一ウ6)

○改_テ名字_ヲ號_ニ伊勢_ノ二郎時行_ト (松・二才4)

○地黄_ノ四方_ノ旗書_ニ八幡_ノ二字_ヲ以爲_レ紋無_ニ暴虎憑河_ノ之悔_ト (聖・六才1)

○地黄_ノ四方_ノ旗書_ニ八幡_ノ二字_ヲ以爲_レ紋無_ニ暴虎憑河_ノ之悔_ト (松・八才9)

○上杉師_ノ圍_レ城_ヲ十重恰如_ニ稻_ノ麻竹葦_ト (聖・六才3)

○上杉師_ノ圍_レ城_ヲ十重恰如_ニ稻_ノ麻竹葦_ト (松・八ウ3)

○上杉師_ノ圍_レ城_ヲ十重恰如_ニ稻_ノ麻竹葦_ト (松・八ウ3)

次に、松平文庫本にのみ付訓がある用例を以下に掲げる。

○葛原親王三代之孫平將軍貞盛之胄裔也 (聖・一オ3)

○葛原親王三代之孫平將軍貞盛之胄裔也 (松・一オ4)

○從_テ奥州國司_ニ上洛云云 (聖・一オ9)

○從_テ奥州國司_ニ上洛云云 (松・一ウ3)

○安邊野之役後來從_テ先帝_ニ矣 (聖・一オ9)

○安邊野之役後來從_テ先帝_ニ矣 (松・一ウ4)

右には、全体の用例中から僅かな用例を掲げたに過ぎないが、全体を通して右に記したように助詞やサ変動詞の他、助動詞の用例が多くみられた。これらの有無が訓読法上両本間で異なることはなく、付訓の詳細さに関わる事柄であり、総じて松平文庫本が詳密に付訓されていることがわかるのである。このことは、全訓を付訓するか部分訓を付訓するかという点においても左に記す用例から伺えるように、

松平文庫本が全訓を付訓する傾向にある。

○氏康 豫 運 伍貴爲三師之籌 (聖・六オ3)

○氏康 豫 運 伍員爲三師之籌 (松・八ウ3)

一方で、聖藩文庫本が全訓を付訓し、松平文庫本が部分訓であるという用例は存しない。このようなことから、松平文庫本がより詳密に付訓をするという態度であることがうかがえるのである。

次に、両本間で異なる付訓状況である用例の一部を以下に掲げる。まず、文の継続・中止に関わる相違である。

○依_ニ劉諏訪_ノ祝_ニ申起_レ三軍_ヲ號_ニ相模_ニ二郎時行_一 (聖・一オ8)

○依_ニ劉諏訪_ノ祝_ニ申起_レ三軍_ヲ號_ニ相模_ニ二郎時行_一 (松・一ウ1)

○或_ニ潛自_ニ山内_一遣使告_ニ扇谷_一 (聖・三オ1)

○或_ニ潛自_ニ山内_一遣使告_ニ扇谷_一 (松・四オ1)

右の用例から知られるように、文の切れ目が異なるが、文意が異なるわけではない。訓読による日本語の再現性については、文の切れ目という点では注意が払われていない、ということがわかるのである。

次に掲げる用例は、文の中止・接続以外の訓読法が異なる用例である。訓読語が異なる場合は、何れか一本に問題がある場合か、二通りの訓読法が想定できる場合である。次に掲げる用例は、松平文庫本に問題のある用例である。

○入城^レ中件^々手段告^レ綱成亦出^テ城^ヲ而歸^ニ氏康營^ニ矣
(聖・七オ一)

○入城^レ中件^々手段告^レ綱成亦出^テ城^ヲ而歸^ニ氏康營^ニ矣
(松・九ウ9)

○綱成自^レ城出鋭卒追亡^ヒ逐^ル北^ヲ而得^ル級^ヲ多^シ
(聖・七オ8)

○綱成自^レ城出鋭卒追亡^ヒ逐^ル北^ヲ而得^ル級^ヲ多^シ
(松・十オ9)

先の用例については、文意として弁千代が敵方の陣営をかい潜り、河越城の綱成に手段を告げたのち氏康の陣営に

帰るといふ場面であるので「氏康ノ營ニ歸(る)」とあるべき部分である。後の用例については、やはり聖藩文庫本にあるように「級ヲ得ルコト多シ」とあるべきで、「得テ多シ」では不自然である。

一方で、聖藩文庫本に問題のある用例も存する。

○故七月十五日^ノ夜使^テ下^ニ八千甲士^ヲ蒙^ル中^ニ白胴肩衣^ヲ
(聖・七オ2)

○故七月十五日^ノ夜使^テ下^ニ八千甲士^ヲ蒙^ル中^ニ白胴肩衣^ヲ
(松・十オ1)

この例については返点「下」が付されているので、「蒙ニ七使(め)テ」とあるべき部分である。これらの用例については、訓読法上の問題とするよりも仮名の字形が近似していることによる誤写の可能性も含めて検討をしなければならぬ。

次の用例は訓読法が異なるが、いずれが妥当とも判断しがたい用例がある。

○昔日復^シ車^ヲ於勝母之郷^ニ忍^フ湯^ヲ於盜泉之水^ニ古之君子^ニ惡^レ其名^也
(聖・九ウ4)

○昔日復^{ソノカミシ}ニ車^ツ於^ニ勝母之^{サト}郷^ニ忍^ツ湯^ツ於^ニ盜泉之水^ニ古^ノ之^ノ君子^{ナリ}
惡^レ其名也^ト (松・十三ウ7)

次の用例は再読に関わる訓読語の付し方の問題であるが、多少訓読法に違いが認められるように考える。

○兄^イ與^レ弟^テ號^シニ東管領^ト執柄異^レ他威名赫^ケ如^ク矣^ト
(聖・二ウ5)

○兄^ト與^レ弟^{シテ}號^シニ東管領^ト執柄異^レ他威名赫^ケ如^ク矣^ト
(松・三ウ3)

「甲與乙」とある場合には、「甲ト乙トハ」とするのが伝統的な訓読法であると考え、松平文庫本はそのように付訓されているとみられるが、聖藩文庫本では「兄ハ弟ト」と訓読しているものとみられる。

右に掲げた用例によって伺えるように、真名本の諸本間では日本語としての再現性を本来的に志向しながらも書写者による誤解が生じることによって再現される日本語文が異なったり、或は文の継続中止など文意としては相違しない範囲で異なったりという異同は認められるのである。真名本における再現性とは、仮名から真名への置換におけるそれと、真名から仮名への置換におけるそれとは、厳密な

意味においては異なっているようであり、仮名から漢字への再現性の方が忠実であるといえよう。

三 連文節訓について

聖藩文庫本と松平文庫本との比較を通して、総じて松平文庫本の訓点の詳細に付されていることを指摘したが、それらの検討を通して松平文庫本の付訓の特徴として、連文節訓^④の存在が指摘できる。連文節訓とは学術用語として成熟しているわけではないので妥当性については検討されなければならぬが、ここでは左に記すように漢字一字に対して複数の文節が訓として付されていることとしたい。用例としては、例えば次のものがある。

○自^ニ箱根山^一取材木^ヲ而^{シテ}日中^ニ上^ニ大鳥牛^ヲ於^ニ絶頂^一
(聖・三ウ8)

○自^ニ箱根山^一取^ル材木^ヲ而^{シテ}日中^ニ上^ニ大鳥牛^ヲ於^ニ絶頂^一
(松・五オ8)

また、右の用例に準じて考えたい用例として次の「ミツカフテ」がある。

○士卒泳^二淤焉^{レニ}而水于汗馬^ニ 歸^{ルコト}及^二數度^一 (聖・四才10)

○士卒泳^二淤焉^{レニ}而水^{ミツカフテ}于汗馬^ニ 歸^{ルコト}及^二數度^一 (松・六才3)

これらの内、「トルモノノマネシテ」は、助詞を介する訓、「ミツカフテ」は助詞を介さない訓であるという違いがある。そこで、まずは助詞を介する訓について検討をしたい。

『豆相記』における助詞を介する訓としては、「越(ココニオイテ)」「作(ヲコスト云ヘリ)」などがあるが、これらについては『類聚名義抄』に記載されているような、伝統的な訓読法か或は実字訓に捕読が加わっている用例としては確認できるが、先の二例については伝統的な訓読法としては確認できない。また、真名本としては文字数が比較的多く、付訓も多い『曾我物語』の内、妙本寺本及び本門寺本についても確認を行ったが、右の二例については見られない。同様に、『文正記』『大塔物語』『惟任退治記』においても見出すことが出来ない。

次に助詞を介さない「ミツカフテ」についてであるが、これと同様に助詞を介さない両本に認められる用例としては次のものがある。

○首視^{メミハル} 未^レ閉故葬^ニ首於豆僧修禪寺^一 (聖・四ウ5)

○首視^{メミハル} 未^レ閉故葬^ニ首於豆僧修禪寺^一 (松・六ウ2)

「メミハル」については別字であるが伝統的な訓読語としては存在する。助詞を介さない連文節訓の用例については、例えば「妻(メアハス)」などが指摘できるので、訓の構造としては伝統的なものであり、問題が無い。しかし、「ミツカフル」については、観智院本『類聚名義抄』のほか、印度本『節用集』、『書言字考節用集』などの古辞書について確認をしたところ、訓読語としての「ミツカフル」を指摘することができない。

これら連文節訓は、伝統的な漢字文では「甲を乙する」或は「甲乙する」という日本語文を漢字表記する際には、「甲乙」或は「乙甲」としてそれぞれを漢字表記するのではないだろうか。ところが『豆相記』では「乙」の部分の漢字表記が存在しないために訓読上補わざるを得ないということになっているものと考ええる。

漢字に対する訓読語として妥当であるかどうかは別として、「ミツカフル」は「水を被る」として「被水」とすればある程度の再現性は保証されるであろうが、単に「水」としたのでは、「ミツカフル」が伝統的な訓読法にもない以上は、日本語文として意図した再現は困難であろう。それ

にも関わらず「水」に「ミツカフル」という付訓が可能となる理由は何であるのか。

様々な可能性が考えられようが、まず漢字文と付訓とが全く別に成立したものであるという仮定の下では、漢字文の意図した日本語文の再現性と、漢字文を訓読した加点者の日本語文の再現性とは全く別物であると考えられる。つまり、漢字文を成立させた段階では「水」は「ミツカフル」ではない日本語文の可能性があり、その中で加点者が「ミツカフル」とした結果、本来的に存在した日本語文とは異なる結果となっているという考え方である。

次に考えられることは、漢字文の成立と付訓とがほぼ同時期であり、漢字文と付訓とが補完しあうことによつて日本語文としての再現性を保証しているという考え方である。つまり、「水」と漢字表記したのちに漢字表記のみであれば誤読の可能性を生じさせてしまうので、「ミツカフル」を付訓した、ということである。

これ以外の可能性の一つとしては、松平文庫本が聖藩文庫本に比べて意識的な訓読をしているということも考えられるが、指摘した以外の部分についてはほぼ両本間に訓読上の異同はなく、従つて付訓のない聖藩文庫本についても松平文庫本と同様本来的には連文節訓が相的できるものと考ええる。

先に掲げた二つの可能性の内、『豆相記』の付訓状況を詳

細に検討した結果と照らし合わせれば、仮名から漢字への置換に比して漢字から仮名への置換が再現性という点では忠実な程度が下がるとはいえ、両本間でほぼ訓読上の差が認められない。また内容解釈上も問題が無いことも踏まえれば、先の二つの解釈の内後者が妥当であろうかと考える。このような観点に立てば、厳密にはここまでで検討をした連文節訓とは言いがたいが、左の例についても準じてとらえることが出来る。

○故山内不誅伊玄和陸忽破兩雄構起六軍虎窺 (聖・三ウ7)

○故山内不誅伊玄和陸忽破兩雄構起六軍虎窺 (松・五オ5)

「構ノ如ク」という日本語文を漢字によつて表記しようとするれば、「如構」とするのが妥当であろうが、「如」を表記せず「構」のみとしたので「如ク」を訓読上補わなければならなくなつたのであり、「ミツカフル」と同様の過程を経ているものとみられる。

四 まとめ

以上、『豆相記』の諸本である聖藩文庫本と松平文庫本とを付訓レベルで比較をおこなった結果、用字法の再現性に比して、訓読法の再現性にはやや忠実性を欠くところはあるものの、大きな差は認められないということが分かった。その上で、松平文庫本の付訓態度は聖藩文庫本と比較すると精密さを志向していること、その結果漢字文のみからは再現困難な部分に連文節訓を付訓しているということが判明した。一方の聖藩文庫本は、訓の付され方が松平文庫本に比して簡素であるために、日本語文として十分な再現性を保証しているのが疑われるところである。特に、松平文庫本の連文節訓或はそれに準じる訓をみると、漢字文だけでは再現が困難な個所が見受けられる。そのような部分を聖藩文庫本では悉く付訓をしていないのである。

このことについては様々な背景が想定されよう。例えば、『兩本の成立事情に関わる問題である。付訓がされていないことを、成立に関して原態『豆相記』に近いために「付す必要が無かった」ととらえるのか、成立が原態『豆相記』から遠い位置にあるために「分からなくなった」ととらえるのか、ということである。このことに関しては、古辞書に掲載がなく、また伝統的でない訓が付されないということとを考慮すれば、原態に近く「付す必要が無い」という可

能性は低い。もしそうであれば、他の付訓についても必要ないものと判断されるためである。

しかし、本稿で検討をした僅かな用例のみで諸本の成立は語りえず、より詳細かつ広範囲な検討が必要となろう。今後の課題としたい。

注

- (1) 拙稿「妙本寺本『曾我物語』の「是」字の用法とその訓とについて」(『国文学攷』第一六四号、一九九九年一月)、同「妙本寺本『曾我物語』と内閣文庫蔵『源平闘諍録』とに於ける訓読語の共通性・差異性について」(『文教国文学』第四六号、二〇〇二年三月)など。
- (2) 本文は紙焼き写真による。
- (3) 本文は写真撮影データによる。
- (4) 「連文節訓」の他、「動詞句訓」などの用語が想定できようが、十分な検討には至っていない。用語としての妥当性については機会を改めたい。
- (5) 正宗敦夫校訂『類聚名義抄』(風間書房、一九八六年一月)
- (6) 『曾我物語』のうち、妙本寺本は『真名本曾我物語』(勉誠社、一九七四年一〇月)を参照した。本門寺本については、国立国会図書館本の紙焼き写真によった。
- (7) 『文正記』は松平本、『大塔物語』は版本、『惟任退治記』は内閣文庫本『別所惟任征伐記』により、それぞれの紙焼き写真によった。

(8) 築島裕『訓点語彙集成』第七卷(汲古書院、一九九九年一月)には「睢々」「睢盱」の文字列に対して「メミハル」訓がみられる。観智院本『類聚名義抄』(注5文献)では、「睢盱」にみられる。

(9) 中田祝夫『印度本節用集^{古本}四種研究並びに総合索引』(勉誠社、一九七四年三月)、中田祝夫『改訂新版 文明本節用集研究並びに索引』(二〇〇六年五月)、中田祝夫、根上剛士『^{印度本}節用集和漢通用集他三種研究並びに総合索引』(勉誠社、一九八〇年一〇月)、小林祥二郎『改訂新版書言字考節用集』(勉誠社、二〇〇六年五月)

(本学教授)